介護サービス事業所等自己点検票(指定介護予防短期入所生活介護事業)

令和6年4月1日適用

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
一 基本方針	1 基本方針 指定介護予防サービスに該当する指定介護予防短期入所生活介護の事業は、利用者が可能な限り居宅において、自立した日常生活を営むことがでるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとなっているか。	法第115条の3第1項 都条例第112号第 128条			
二人員に関	とに置くべき従業者の員数は、次のとおりとなっているか。	法第115条の4第1項 都条例第112号第 129条1項第1号、第 2号、第3号、第4 号、第5号、第6号			
関する基準	②生活相談員 イ 常勤換算方法で、利用者の数が100又はその端数を増すごとに1人以上となっているか。 ロ 1人は常勤となっているか。 ただし、利用者定員が20人未満である併設事業所の場合にあっては、この限りではない。 ハ 社会福祉主事の資格を有する者又はこれに同等以上の能力を有する者となっているか。				
	③介護職員又は看護職員 イ 介護職員又は看護師若しくは准看護師(看護職員)は、常勤換算方法で、利用者の数が3又はその端数を増すごとに1人以上となっているか。 ロ 介護職員又は看護職員のうち、1人は常勤となっているか。 ただし、利用定員が20人未満である併設事業所の場合にあっては、この限りでない。 ハ 看護職員を配置しなかった場合であっても、利用者の状態像に応じて必要があるときは、病院、診療所又は指定介護予防訪問看護ステーション(併設事業所にあっては、当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等を含む。)との密接な連携により看護職員を確保しているか。	都規則第142号第27 条第5項、第6項			
	④栄養士 1人以上となっているか。 ただし、利用定員数が40人を超えない指定介護予防短期入所生活介護事業所に あっては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定介護予防 短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用 者の処遇に支障がないときは、置かないことができる。				

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
	⑤機能訓練指導員 イ 1人以上となっているか。 ロ 日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者となっているか。 ※「訓練を行う能力を有する者」とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師(はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。)の資格を有する者をいう。	都規則第142号第27条第7項			
	⑥調理員その他の従業者 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の実情に応じた適当数となっているか。				
	(2) 従業者の員数を算定する場合の利用者の数は、前年度の平均数により算定しているか。 ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。	都規則第142号第27 条第3項			
	2 管理者 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護事業所ごと に専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。 ただし、指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定 介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は同一の事業者によって設置 された他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。	都条例第112号第 130条 施行要領第4の1 (第3の8の1の(6) 参照)			

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
三 設備に関する基準	1 利用定員等 指定介護予防短期入所生活介護事業所は、その利用定員を20人以上とし、指定介護 予防短期入所生活介護の事業の専用の居室を設けているか。 ※指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護の指定を併せて受け、 かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護の事業とが同一の 事業所において一体的に運営される場合は、都条例第111号第149条第1項に規定する利 用定員等の基準を満たすことをもって、上記の利用定員に関する基準を満たすものとみ なす。	都条例第112号第 131条第1項、第2項 都規則第142号第28 条第1項			
	2 設備及び備品等 (1) 指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。)は、建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物となっているか。 ただし、利用者の日常生活に充てられる場所(居室、静養室、食堂、浴室及び機能訓練室)を二階及び地階のいずれにも設けていない場合にあっては、建築基準法第2条第9号の3に規定する準耐火建築物とすることができる。	法第115条の4第2項 都条例第112号第 132条第1項 都規則第142号第29 条第1項			
	(2) (1) の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の①~③のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物であって、火災に係る利用者の安全性が確保されている(※)と認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。	都条例第112号第 132条第2項 都規則第142号第29 条第2項 施行要領第4の1(第 3の8の2の(4)参照)			
	①スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等の火災が発生するおそれがある箇所への防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。				
	②非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。				
	③避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であって、かつ、避難訓練の実施、配置人員の増員等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。				
	(3) 指定介護予防短期入所生活介護事業所には、次に掲げる①~⑮の設備を設けるとと もに、指定介護予防短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備及び備品 等を備えているか。	都条例第112号第 132条第3項 都規則第142号第29 条第5項			
	①居室 ②食堂 ③機能訓練室 ④浴室 ⑤便所 ⑥洗面設備 ⑦医務室 ⑧静養室 ⑨面談室 ⑩介護職員室				

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
	①看護職員室②調理室③洗濯室又は洗濯場④汚物処理室⑤介護材料室				
	 (4) (3) の設備の基準は、次のとおりとなっているか。 ①居室 イ 居室定員は4人以下としているか。 ロ 利用者1人当たりの床面積は、10.65㎡以上としているか。 ハ 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮しているか。 	都規則第142号第29 条第5項第1号、第2 号、第3号、第4 号、第5号			
	②食堂及び機能訓練室 イ 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、合計した面積は、3㎡に利用定員を乗じて得た面積以上となっているか。				
	ロ イにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できるときは、同一の場所とすることができるが、支障がない広さを確保できているか。				

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
11]	③浴室 要支援者が入浴するのに適したものになっているか。				
設	④便所 要支援者が使用するのに適したものになっているか。				
備に盟	⑤洗面設備 要支援者が使用するのに適したものになっているか。				
関する基準	(5) その他の構造の設備 ①廊下の幅は、1.5m以上となっているか。また、中廊下の幅は、1.8m以上となっているか。ただし、既存建物の改修により整備した指定介護予防短期入所生活介護事業所であって、廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合は、この限りでない。※なお中廊下とは、廊下の両側に居室、静養室等利用者の日常生活に直接使用する設備のある廊下をいう。 ②廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けているか。 ③階段の傾斜を緩やかにしているか。 ④消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けているか。 ⑤居室、機能訓練室、食堂、浴室及び静養室が2階以上の階にある場合、一以上の傾斜路を設けているか。 ただしエレベーターを設けるときは、この限りではない。※傾斜路は、利用者の歩行及び輸送車、車椅子等の昇降並びに災害発生時の避難、救出に支障がないようその傾斜は緩やかにし、表面は粗面又は滑りにくい材料で仕上げるものとする。	都条例第112号第132条第4項			
四 運営に関する基	 1 内容及び手続の説明及び同意 (1)指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、介護予防短期入所生活介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得ているか。 	都条例第112号第 135条 施行要領第4の1 (第3の8の3(3)参 照)			

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	(2) 都条例第112号第135条第1項は、指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対し適切な指定短期入所生活介護を提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、当該指定短期入所生活介護事業所の運営規程の概要、短期入所生活介護従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況(実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況)等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等(当該指定短期入所生活介護事業者が、他の介護保険に関する事業を併せて実施している場合、当該パンフレット等について、一体的に作成することは差し支えないものとする。)の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該事業所から指定短期入所生活介護の提供を受けること(サービスの内容及び利用機関等を含む)につき同意を得なければならないこととしたものである。なお、当該同意については、利用者及び指定短期入所生活介護事業者双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいが確認しているか。				
	2 対象者等 (1)指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、指定介護予防短期入所生活介護を提供しているか。	都条例第112号第 134条第1項、第2項			
	(2) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定介護予防短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めているか。				
	3 提供拒否の禁止 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、正当な理由なく指定介護予防短期入所生活 介護の提供を拒んでいないか。	都条例第112号第 142条(第52条の4 準用)			
	4 サービス提供困難時の対応 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所 の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら必要な指定介護予防短期入 所生活介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予 防支援事業者への連絡、他の指定短期入所生活介護事業者等の紹介その他の必要な措置 を速やかに講じているか。	都条例第112号第 142条(第52条の5 準用)			
四運営に	5 受給資格等の確認 (1)指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供の 開始に際し、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有 無及び要支援認定の有効期間を確かめているか。	都条例第112号第 142条(第52条の6 第1項、第2項準 用)			

項目	確認事項	根拠法令等	せい	非該当	いいえ
関する基準	(2) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、(1) の被保険者証に認定審査会意見が 記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護予防短期入所生活 介護を提供するよう努めているか。				
	(1) 相足月霞子内应州八川生仙月霞寺未有は、安久仮応足の中間でしていないことにより東古塚辺宗を受けていかい利田由は老に対しては、当該利田由は老の音田を跡まう	都条例第112号第 142条(第52条の7 第1項、第2項準 用)第1項、第2項 準用)			
	(2) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、介護予防支援(これに相当するサービスを含む。)が利用者に対して行われていない等の場合に必要と認めるときは、当該利用者の受けている要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効日の30日前にはなされるよう、必要な援助を行っているか。				
	7 心身の状況等の把握 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当 たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じ て、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サー ビスの利用状況等の把握に努めているか。	都条例第112号第 142条(第52条の8 準用)			
	8 介護予防サービス費の支給を受けるための援助 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第83条の9各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を区市町村に対して届け出ること等により、介護予防サービス費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者に関する情報を提供することその他の介護予防サービス費の支給を受けるために必要な援助を行っているか。	都条例第112号第 142条(第52条の10 準用)			
	9 介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定介護予防短期入所生活介護を提供しているか。	都条例第112号第 142条(第52条の11 準用)			
		都条例第112号第 142条(第52条の14 第1項、第2項準 用)			
	(2) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護を提供した際には、提供日、提供した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しているか。				

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
	THE WHAT A TO KE	都条例第112号第 136条第1項、第2 項、第3項、第4項 都規則第142号第31 条第1項、第2項			
	(2) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定 介護予防短期入所生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額 と、指定介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不 合理な差額が生じないようにしているか。				
四 運営に関する基準		都条例第112号第 136条第1項、第2 項、第3項、第4項 都規則第142号第31 条第1項、第2項			
	(4) ①~④に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによっているか。				
	(5) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、(3) の費用の額に係るサービスの提供 に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費 用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得ているか。 また、(3)の①~④に掲げる費用については、文書により同意を得ているか。				
	(6) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護その他の サービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした居宅要支 援被保険者に対し、法施行規則第65条で定めるところにより、領収証を交付してい るか。				

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
	(7) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、法第41条第8項の規定により交付しなければならない領収証に、指定介護予防短期入所生活介護について居宅要支援被保険者から支払を受けた費用の額のうち、第53条第2項第1号又は第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定介護予防短期入所生活介護に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定介護予防短期入所生活介護に要した費用の額とする。)、食事の提供に要した費用の額及び滞在に要した費用の額に係るもの並びにその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しているか。				
	12 保険給付の申請に必要となる証明書の交付 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介 護予防短期入所生活介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定介護予防短 期入所生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供 証明書を利用者に対して交付しているか。	都条例第112号第 142条(第53条の2 準用)			
	13 身体的拘束等の禁止 (1)指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行っていないか。	都条例第112号第 137条第1項、第2項			
	(2) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、(1) の身体的拘束等を行う場合には、 その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録 しているか。				
	(3) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。(令和7年3月31日までの間は努力義務) ① 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができる。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図っているか。 ② 身体的拘束等の適正化のための指針を整備しているか。 ③ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施しているか。	都条例第112号第 137条第3項 都規則第142号第31 条の2			
	14 利用者に関する区市町村への通知 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者が正当な理由なく、指定介護予防生 活介護の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させ、若し くは要介護状態になったと認められる場合又は偽りその他不正な行為によって保険給付 を受け、若しくは受けようとした場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を区市町村に 通知しているか。	都条例第112号第 142条(第53条の3 準用)			

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
四 運営に関す	15 緊急時等の対応 介護予防短期入所生活介護従業者は、現に指定介護予防短期入所生活介護の提供を 行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治 の医師又はあらかじめ指定介護予防短期入所生活介護事業者が定めた協力医療機関への 連絡を行う等の必要な措置を講じているか。	都条例第112号第 138条			
る基準	16 管理者の責務 (1)指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、指定介護予防短期入所生活介護 事業所の従業者の管理及び、指定介護予防短期入所生活介護の利用の申込みに係る調 整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。	都条例第112号第 142条(第51条準 用)			
	(2) 指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、当該指定介護予防短期入所生活 介護事業所の従業者に、この基準の「第4節 運営に関する基準及び第5節介護予防 のための効果的な支援の方法に関する基準」を遵守させるため必要な指揮命令を行っ ているか。				
	17 運営規程 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項 に関する規程(運営規程)を定めているか。 ①事業の目的及び運営の方針 ②従業者の職種、員数及び職務の内容 ③利用定員(指定介護予防短期入所生活介護事業者が特別養護老人ホームである場合を除く。) 利用定員は、指定介護予防短期入所生活介護の事業の専用の居室のベッド数と同数としているか。 ④指定介護予防短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 「指定介護予防短期入所生活介護の内容」については、送迎の有無も含めたサービ スの内容を指しているか。 ③通常の送迎の実施地域は、客観的にその区域が特定されているか。なお、通常の送 迎の実施地域は、送迎に係る費用の徴収等の目安であり、当該地域以外の地域に居 住する被保険者に対して送迎が行われることを妨げるものではない。 ⑥指定介護予防短期入所生活介護の利用と当たっての留意事項 利用者が指定介護予防短期入所生活介護の提供を受ける際の、利用者側が留意すべき事項(入所生活上のルール、設備の利用上の留意事項等)となっているか。 ⑦緊急時等における対応方法 ⑧非常災害対策 ⑨虐待の防止のための措置に関する事項 ⑩その他運営に関する重要事項 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合 に身体的拘束等を行う際の手続について定めているか。	都条例第112号第 133条 都規則第142号第30 条			
	18 勤務体制の確保等 (1)指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防短期入 所生活介護を提供できるよう、指定介護予防短期入所生活介護事業所ごとに従業者の 勤務の体制を定めているか。	都条例第112号第 142条(第120条の2 第1項、第2項、第3 項、第4項準用)			

項 目	確認事項	根拠法令等	せい	非該当	いいえ
	(2) 指定介護予防短期入所生活介護事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、介護予防短期入所生活介護従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、管理者との兼務関係、機能訓練指導員との兼務関係等を明確にしているか。	<u> </u>			
	(3) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護事業所ごとに、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の従業者によって指定介護予防短期入所生活介護を提供しているか。 ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務(調理、洗濯等)については、この限りでない。				
	(4) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、介護予防短期入所生活介護従業者の資質向上のために、その研修の機会を確保しているか。また、全ての従業者(看護職員、介護福祉士又は介護支援専門員の資格を有する者、法第8条第2項に規定する政令で定める者その他これらに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じているか。				
四 運営に関す	(5) 指定短期入所生活介護事業者は、適切な指定短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの又は性的な言動により従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。 (職場におけるハラスメントの防止ための雇用管理上の措置)	都条例第112号第 142条(第120条の2 第1項、第2項、第3 項、第4項準用)			
る基準	19 業務継続計画の策定等 (1)指定介護予防短期入所生活介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利 用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の提供を継続的に行い、及び業務継続計 画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。	都条例第112号第 142条(第52条の2 の2準用)			
	(2) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、介護予防短期入所生活介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しているか。				
	(3) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、 必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。続計画の見直しを行い、必要に 応じて業務継続計画の変更を行っているか。				
	20 定員の遵守 (1)指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数以上の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所生活介護を行っていないか。 ただし、災害、虐待その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	都条例第112号第 139条第1項 都規則第142号第32 条			

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
	(2)利用者の状況又は利用者の家族等の事情により、指定介護予防支援等基準省令第2条第1項に規定する担当職員及び同条第2項に規定する介護支援専門員が、緊急に指定介護予防短期入所生活介護を受けることが必要と認めた者に対し、介護予防サービス計画において位置付けられていない指定介護予防短期入所生活介護を提供する場合であって、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がない場合にあっては、定員を超えて、静養室において指定介護予防短期入所生活介護を行うことができるものとする。	都条例第112号第 139条第2項 施行要領第4の1(第 3の8の3の(14)参 照)			
	21 地域等との連携 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の事業の運営に当たっては、地域住民等との連携、協力等により地域との交流に努めているか。	都条例第112号第 140条			
	22 非常災害対策 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常 災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知する とともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。 また、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう地域住民等との連携に 努めているか。	都条例第112号第 142条(第121条の2 準用)			
	23 衛生管理等 (1)指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じているか。	都条例第112号第 139条の2 都規則第142号第32 条の2			
	(2) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じているか。 ① 感染症の予防及びまん延の防止に係る対策を検討するための感染症対策委員会その他の委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知すること。 ② 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。				
	24 掲示 (1) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護予防短期入所生活介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。 ただし、前段に規定する事項を記載した書面を指定介護予防短期入所生活介護事業所に備え付け、かつ、これを関係者に自由に閲覧させることにより、前段の規定による掲示に代えることができる。	都条例第112号第 142条(第54条の3 準用)			
	(2) 重要事項をウェブサイトに掲載しているか。 (令和7年3月31日までの経過措置あり)				

項 目	確認事項	根拠法令等	せい	非該当	いいえ
四運営	25 秘密保持等 (1)指定介護予防短期入所生活介護事業所の従業者は、正当な理由なく、その業務上知 り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。	都条例第112号第 142条(第54条の4 第1項、第2項、第3 項準用)			
に関する	(2) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、従業者であった者が、正当な理由なく、 その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置 を講じているか。				
基準	(3) 指定短期入所生活介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合にあっては当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合にあっては当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。				
	26 広告 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護事業所について広告をする場合、その内容が虚偽又は誇大なものになってはいないか。	都条例第112号第 142条(第54条の5 準用)			
	27 介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者に対 し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他 の財産上の利益を供与していないか。	都条例第112号第 142条(第54条の6 準用)			
	28 苦情処理 (1)指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者及びその家族からの指定介護予防 短期入所生活介護に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口の設置その他 の必要な措置を講じているか。	都条例第112号第 142条(第54条の7 第1項、第2項、第3 項、第4項準用)			
	(2) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当 該苦情の内容等を記録しているか。				
	(3) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、提供した指定介護予防短期入所生活介護 に関し、介護保険法第23条の規定による区市町村が行う文書その他の物件の提出若 しくは提示の求め又は当該区市町村の職員が行う質問若しくは照会に応じるととも に、利用者からの苦情に関して区市町村が行う調査に協力し、当該区市町村から指導 又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。				
	(4) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、区市町村からの求めがあった場合には、 (3) の改善の内容を区市町村に報告しているか。				
	(5) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、提供した指定介護予防短期入所生活介護 に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う介護保険法第176 条第1項第2号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導 又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行ってい るか。				
	(6) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めが あった場合には、(5)の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。				

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
	29 事故発生時の対応 (1)指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、当該事故の状況及び処置についての記録その他必要な措置を講じているか。	都条例第112号第 142条(第54条の9 第1項、第2項準 用)			
	(2) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。				
	(3) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、 再発生を防ぐための対策を講じているか。				
	30 虐待の防止 指定介護予防短期入所介護事業者は、虐待の発生及び再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。 ①虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、介護予防短期入所生活介護従業者に十分に周知すること。 ②虐待の防止のための指針を整備すること。 ③介護予防短期入所生活介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。 ④①から③に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。	都条例第111号第 167条(第39条の2 準用) 都規則第141号第37 条(第4条の3準 用)			

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
運営に	31 会計の区分 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護事業所ごと に経理を区分するとともに、指定介護予防短期入所生活介護の事業の会計とその他の事 業の会計を区分しているか。	都条例第112号第 142条(第54条の10 準用)			
関する基準		都条例112号第140 条の2 施行要領第4の1 (第3の8の3の(16) 参照)			
	33 記録の整備 (1)指定介護予防短期入所生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸 記録を整備しているか。	都条例第112号第 141条第1項、第2項			
	(2) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該利用者の契約終了日から2年間保存しているか。 ①介護予防短期入所生活介護計画 ②「第4 運営に関する基準」の10の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 ③「第4 運営に関する基準」の13(2)の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ④「第4 運営に関する基準」の14の規定による区市町村への通知に係る記録 ⑤「第4 運営に関する基準」の27(2)の規定による苦情の内容等の記録 ⑥「第4 運営に関する基準」の28(2)の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録				
五介	(1) 指定介護予防短期入所生活介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設	都条例第112号第 143条第1項、第2 項、第3項、第4 項、第5項			
護予防のた	の改善を図っているか。	施行要領第1882号 第4の3の6の(1)の ③			
めの効果的	(3) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的としてサービスの 提供に当たっているか。	第4の2の3(第3の8 の3の(5)③参照)			
な支援の	(4) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めているか。				
の方法に関	(5) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たり、利用者との意思の疎通を十分に図ることその他の方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めているか。				

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
する基準	(6) サービスの提供に当たって、利用者ができないことを単に補う形でのサービス提供は、かえって利用者の生活機能の低下を引き起こし、サービスへの依存を生み出している場合があるとの指摘を踏まえ、「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として、利用者のできる能力を阻害するような不適切なサービス提供をしないよう配慮しているか。				
	(7) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行ってはならず、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合にあっても、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録し、2年間保存しているか。				
	2 指定介護予防短期入所生活介護の具体的取扱方針 指定介護予防短期入所生活介護の方針は、「第1 基本方針」及び「第5 介護予防の ための効果的な支援の方法に関する基準」の1の基本取扱方針に基づき、次に掲げると ころにより取り組んでいるか。 (1)指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師から の情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状 況、置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行っているか。	都条例第112号第 144条第1号、第2 号、第3号、第4 号、第5号 施行要領第4の3の6 の(2)			
五 介護予防のための効果的な支	(2)管理者は、相当期間以上(概ね4日以上連続して利用する場合を指す。)にわたり継続して入所することが予定される利用者については、(1)の利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防短期入所生活介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防短期入所生活介護計画を作成しているか。 なお、介護予防短期入所生活介護計画については、介護の提供に係る計画等の作成に関し経験のある者や、介護の提供について豊富な知識及び経験を有する者にそのとりまとめを行わせるものとし、当該事業所に介護支援専門員の資格を有する者がいる場合は、その者に当該計画のとりまとめを行わせているか。	都条例第112号第 144条第1項第1号、 第2号、第3号、第4 号、第5号 施行要領第4の3の6 の(2)			
支援の方法に関するま	(3)介護予防短期入所生活介護計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しているか。 なお、介護予防短期入所生活介護計画の作成後に介護予防サービス計画が作成された場合は、当該介護予防短期入所生活介護計画が介護予防サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更しているか。				
基準	(4)管理者は、介護予防短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。 また、介護予防短期入所生活介護計画の実施状況や評価についても説明をしているか。				

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
	(5) 管理者は、介護予防短期入所生活介護計画を作成した際には、当該介護予防短期入 所生活介護計画を利用者に交付し、2年間保存しているか。				
	(6) 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、介護予防短期入所生活介護計画が作成されている場合には、当該計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行っているか。				
	(7) 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行なうことを旨と し、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいよう に説明を行っているか。				
	(8) 介護予防サービス計画に基づきサービスを提供している指定介護予防短期入所生活介護事業所は、当該介護予防サービス計画を作成している指定介護予防支援事業者から介護予防短期入所生活介護計画」の提供の求めがあった際には、当該介護予防短期入所生活介護計画を提出することに協力するよう努めているか。				
	3 介護 (1) 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、必要な技術をもって行っているか。介護サービスの提供に当たっては、在宅生活へ復帰することを念頭において行うことが基本であり、そのためには、利用者の家庭環境等を十分踏まえて、自立している機能の低下が起きないようにするとともに残存機能の維持、向上が図られるよう、適切な技術をもって最後サービスを提供し、又は必要な支援を行っているか。なお、介護サービス等の実施に当たっては、利用者の人格に十分に配慮して実施しているか。	都条例第112号第 145条第1項、第2 項、第3項、第4 項、第5項 施行要領第4の3の6 の(3)の①、④			
	(2) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、1週間に2回以上、利用者を入浴させ、 又は清しきしているか。				
	(3) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、排せつの自立について必要な支援を行っているか。				
	(4) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えているか。				
	(5) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、(1) ~ (4) に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の支援を適切に行っているか。				
	(6) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常時1人以上の介護職員を介護に従事させて、夜間を含めて適切な介護を提供できように介護職員の勤務体制を定めているか。				
	(7) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせていないか。				

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
	4 食事 (1)指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者ごとの栄養状態を定期的に把握 し、個々の利用者の栄養状態に応じた栄養管理を行うよう努めるとともに、摂食、嚥 下機能その他の利用者の身体の状況や、食形態、嗜好等にも配慮した適切な栄養量及 び内容としているか。	都条例第112号第 146条 施行要領第4の3の6 の(4)の①、②、 ③、④、⑤、⑥、 ⑦			
五.	(2) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者が可能な限り離床して、食堂で食事を摂ることを支援しているか。				
介護予	(3) 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行うとともに、その実施状況を明らか にしているか。				
防 の た	(4) 食事時間は適切なものとし、夕食時間は午後6時以降とすることが望ましいが、早くても午後5時以降としているか。				
めの効果的な支援の	(5)食事の提供に関する業務は指定介護予防短期入所生活介護事業者自らが行うことが 望ましいが、栄養管理、調理管理、材料管理、施設等管理、業務管理、衛生管理、労 働衛生管理について事業者自らが行う等、当該事業者の管理者が業務遂行上必要な注 意を果たし得るような体制と契約内容により、食事サービスの質が確保されている場 合には、当該事業者の最終的責任の下で第三者に委託しているか。				
方法に関する	(6) 食事の提供については、利用者の嚥下や咀嚼の状況、食欲など心身の状態等を当該利用者の食事に的確に反映させるために、居室関係部門と食事関係部門との連絡が十分とられているか。				
る基準	(7) 利用者に対しては適切な栄養食事相談を行っているか。また、食事の内容については、当該事業者の医師又は栄養士を含む会議において検討が加えられているか。				
	5 機能訓練 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応 じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行っている か。 また、機能訓練の提供に当たっては、利用者の家庭環境等を十分に踏まえて、日常生 活の自立を助けるため、必要に応じて提供しているか。なお、日常生活及びレクリエー ション、行事の実施等に当たっても、その効果を配慮しているか。	都条例第112号第 147条 施行要領第4の3の6 の(5)			
	6 健康管理 指定介護予防短期入所生活介護事業所の医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとっているか。	都条例第112号第 148条			
	7 相談及び援助 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の支援を行い、積極的に利用者の在宅生活の向上を図っているか。	都条例第112号第 149条 施行要領第4の3の6 の(7)			
	8 その他のサービスの提供 (1)指定介護予防短期入所生活介護事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用 者のためのレクリエーション行事を行っているか。	都条例第112号第 150条第1項、第2項			

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
	(2) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めているか。				
六変更の		法第115条の5第1 項、第2項			
居出等	(2) 事業者は、当該事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を知事に届け出ているか。				

項目	確認事項	根拠法令等	せら	非該当	いいえ
七 介護給付の算定	平成18年厚労省告示第127号の別表「指定介護予防サービス介護給付費単位数表」 により算定されているか。	法第53条第2項第2 号 平18厚労告127別表 の8 平12老企39			
及び取扱い	(2) 指定介護予防短期入所生活介護事業に要する費用の額は、平成27年厚労省告示第93 号の「厚生労働大臣が定める1単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定さ れているか。	平18厚労告127の2			
	(3) 1単位の単価に単位数を乗じて得た額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算しているか。	平18厚労告127の3			
	2 算定の区分等 (1) 平成27年厚労省告示第96号(厚生労働大臣が定める施設基準)の72(9を準用)に適合し、かつ、平成12年厚生省告示第29号(厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準)の8のイを満たすものとして知事に届け出た指定介護予防短期入所生活介護事業所において、指定介護予防短期入所生活介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び平成27年厚労省告示第96号(厚生労働大臣が定める施設基準)の73(10を準用)に掲げる区分に従い、利用者の要支援状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定しているか。	平18厚労告127 別表の6のイの注1			
	(2) (1) について、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合 は、所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定しているか。				
	(3)利用者の数又は介護職員若しくは看護職員の員数が平成12年厚生省告示第27号(厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法)に該当する場合は、平成12年厚生省告示第27号(厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法)の17により算定しているか。				
	3 身体拘束廃止未実施減算 身体拘束等を行う場合の記録を行っていない、身体拘束等の適正化のための対策を検 計する委員会を3月に1回以上開催していない、身体拘束等の適正化のための指針を整 備していない又は身体的拘束等の適正化のための定期的な研修を実施していない事実が 生じた場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算している か。(令和7年3月31日までの間は経過措置あり)	平18厚労告127 別表の6のイの注3 平27厚労告95の114 の3の2			

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
	4 高齢者虐待防止措置未実施減算 高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない、高齢者虐 待防止のための指針を整備していない、高齢者虐待防止のための年1回以上の研修を実 施していない又は高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を置いていない事 実が生じた場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算し ているか。	平18厚労告127 別表の6のイの注4 平27厚労告95の114 の3の3			
	5 業務継続計画未策定減算 業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていない場合は、 所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。 (令和7年3月31日までの経過措置あり※場合により減算適用)	平18厚労告127 別表の6のイの注5 平27厚労告95の114 の3の4			
	6 生活機能向上連携加算 外部との連携により、利用者の身体の状況等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、次の「厚生労働大臣が定める基準」に掲げる区分に従い、生活機能向上連携加算(I)については、利用者の急性憎悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き3月に1回を限度として、1月につき、生活機能向上連携加算(II)については1月につき所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、個別機能訓練加算を算定している場合は、(I)は算定せず、(II)は1月につき所定単位数に加算する。次のいずれにも適合すること。 (1) 生活機能向上連携加算(I)のみ指定訪問リハビリテーション事業所若しくは医療提供施設の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師(以下この号において「理学療法士等」という。)の助言に基づき、当該指定短期入所生活介護事業所の機能訓練指導員が共同して利用者の身体状況の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。	平18厚労告127 別表の6のイの注8 平27厚労告95の114 の4			
七 介護給付の	(2)生活機能向上連携加算(II)のみ 指定訪問リハビリテーション事業所又は指定通所リハビリテーション事業所若しく は医療提供施設の理学療法士等が、当該指定短期入所生活介護事業所を訪問し、当該 事業所の機能訓練指導員等と共同して利用者の身体の状況等の評価及び個別機能訓練 計画を作成していること。				
の算定及び取扱い	(3) 生活機能向上連携加算(I)(Ⅱ)共通 ① 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が、利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。 ② (1)、(2)の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を3月ごとに1回以上評価し、利用者又はその家族に対して機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、訓練内容等の見直し等を行っていること。				

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非 該 当	い い え
	7 機能訓練指導員に係る加算 専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師(はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。)(以下「理学療法士等」という。)を1名以上配置しているもの(利用者の数が100を超える指定介護予防短期入所生活介護事業所にあっては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置し、かつ、理学療法士等である従業者を機能訓練指導員として常勤換算方法で利用者の数を100で除した数以上配置しているもの)として都知事に届け出た指定介護予防短期入所生活介護事業所については、1日につき所定単位数に加算しているか。	平18厚労告127 別表の6のイの注9			
	8 個別機能訓練加算 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして知事に届け出た指定短期入 所生活介護の利用者に対して、機能訓練を行っている場合に、個別機能訓練加算とし て、1日につき所定単位数に加算しているか。	平18厚労告127 別表の6のイの注10			
	9 認知症行動・心理症状緊急対応加算 医師が認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急 に指定介護予防短期入所生活介護を利用することが適当であると判断した者に対し、指 定介護予防短期入所生活介護を行った場合は、利用を開始した日から起算して7日を限 度として、1日につき所定単位数に加算しているか。	平18厚労告127 別表の6のイの注11			
	10 若年性認知症利用者受入加算 別に厚生労働大臣が定める基準(平27厚労告95の18)に適合しているものとして知事 に届け出た指定介護予防短期入所生活介護事業所において、若年性認知症利用者に対し て、指定介護予防短期入所生活介護を行った場合には、若年性認知症利用者受入加算と して1日につき所定単位数に加算しているか。 ただし、9の認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定している場合は、算定しな い。	平18厚労告127 別表の6のイの注12			
	11 送迎加算 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利 用者に対して、その居宅と指定介護予防短期入所生活介護事業所との間の送迎を行う場 合は、片道につき所定単位数に加算しているか。				
	12 単独型介護予防短期入所生活介護費 (Ⅱ) 次のいずれかに該当する者に対して、単独型介護予防短期入所生活介護費を支給する 場合は、単独型介護予防短期入所生活介護費 (Ⅱ) を算定しているか。	平18厚労告127 別表の6のイの注14 平27厚告96の75			
	イ 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者				
	ロ 別に厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚労省告示第96号の75、準用(13)) に適合する従来型個室を利用する者				

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
	ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすお それがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者				
	13 連続して30日を超える日以降の介護予防短期入所生活介護費の算定 利用者が連続して30日を超えて指定介護予防短期入所生活介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定介護予防短期入所生活介護については、介護予防短期入所生活介護費を算定していないか。	平18厚労告127 別表の6のイの注16			
七 介護給付費の算品	14 連続して30日を超えて同一の指定介護予防短期入所生活介護事業所に入所している場合の介護予防短期入所生活介護費の算定 連続して30日を超えて同一の指定介護予防短期入所生活介護事業所に入所している場合であって、指定介護予防短期入所生活介護を受けている利用者に対して指定介護予防短期入所生活介護を行った場合は、2の規定にかかわらず、区分に従い、所定単位数を算定しているか。	平18厚労告127 別表の6のイの注17 平27厚労告94の83 の2			
定及び取扱い	15 口腔連携強化加算 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、知事に届け出た指定介護 予防短期入所生活介護事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合におい て、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果の 情報提供を行ったときは、口腔連携強化加算として、1月に1回に限り所定単位数を加 算しているか。	平18厚労告127 別表の6のハの注 平27厚労告95の115 の2(34の6準用)			
	16 療養食加算 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして知事に届け出て当該基準による食事 の提供を行う指定介護予防短期入所生活介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養 食(平成24年厚労省告示第95号の76、準用(18))を提供したときは、1日につ き3回を限度として、所定単位数を加算しているか。				
	イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。				
	ロ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準(平成24厚労省告示第96号の1 9)に適合する指定介護予防短期入所生活介護事業所において行われていること。				
	ハ 療養食の献立表が作成されていること。				

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
	17 認知症専門ケア加算 指定短期入所生活介護事業所において、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は 行動が認められることから介護を必要とする認知症の者に対して専門的な認知症ケアを 行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき所定単位数を加算する。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその 他の加算は算定しない。 (1) 認知症専門ケア加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ① 事業所又は施設における利用者、入所者又は入院患者の総数のうち、日常生活に 支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする 認知症の者(以下「対象者」という。)の占める割合が2分の1以上であること。 ② 認知症介護に係る専門的な研修を修了している者(短期入所生活介護、短期入所 療養介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、介護予 防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護又は介護予防特定施設入居者生活 介護を提供する場合にあっては、別に厚生労働大臣が定める者を含む。)を、対象 者の数が20人未満である場合にあっては、1以上、当該対象者の数が20人以上であ る場合にあっては、1に、当該対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごと に1を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施している こと。 ③ 当該事業所又は施設の従業者に対する認知症ケアに関する留意項の伝達又は技術 的指導に係る会議を定期的に開催していること。	平18厚労告127 別表の6のホの注 平27厚労告95の3の 2			
	(2) 認知症専門ケア加算(II) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ① イの基準のいずれにも適合すること。 ② 認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者(短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護又は介護予防特定施設入居者生活介護を提供する場合にあっては、別に厚生労働大臣が定める者を含む。)を1名以上配置し、事業所又は施設全体の認知症ケアの指導等を実施していること。 ③ 当該事業所又は施設における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定していること。				
七 介護給付費の算定及び	18 生産性向上推進体制加算 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、知事に届け出た指定介護 予防短期入所生活介護事業所において、利用者に対して指定介護予防短期入所生活介護 を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき所定単位数を加算している か。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその 他の加算は算定しない。 (1)生産性向上推進体制加算(Ⅰ) (2)生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	平18厚労告127 別表の6のへの注 平27厚労告95の115 の3(37の3準用)			

項目	確認事項	根拠法令等	せら	非該当	いいえ
取扱い	19 サービス提供体制強化加算 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして知事に届け出た指定短期入 所生活介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所生活介護を行った場合、当該基準に 掲げる区分に従い、1日につき所定単位数を加算しているか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその 他の加算は算定しないこととなっているが、算定していないか。 (1) サービス提供体制強化加算 (I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 イ 次のいずれかに適合すること。 イ 次のいずれかに適合すること ① 指定短期入所生活介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の80以上であること。 ② 指定短期入所生活介護事業所の介護職員の総数のうち、勤続年数10年以上の者の占める割合が100分の35以上であること。 ロ 定員超過利用・人員基準欠如に該当しないこと。	平18厚労告127別表 の6のトの注 平27厚労告95の116 (38準用) 平12厚告27の17			
	(2) サービス提供体制強化加算(II) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 イ 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士 の占める割合が100分の60以上であること。 ロ 定員超過利用・人員基準欠如に該当しないこと。				
	(3) サービス提供体制強化加算(III) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 イ 次のいずれかに適合すること ① 当該指定短期入所生活介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上であること。 ② 当該指定短期入所生活介護事業所の看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が100分の75以上であること。 ③ 指定短期入所生活介護を利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。 ロ 定員超過利用・人員基準欠如に該当しないこと。				
	20 介護職員処遇改善加算 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして知事に届け出た指定介護予防短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。 (1)介護職員処遇改善加算(I) 算定した単位数の1000分の83に相当する単位数 (2)介護職員処遇改善加算(II) 算定した単位数の1000分の60に相当する単位数 (3)介護職員処遇改善加算(III) 算定した単位数の1000分の33に相当する単位数	平18厚労告127 別表の6のチの注			

項 目	確認事項	根拠法令等	せい	非該当	いれえ
七 介護給付費の算定及び取扱い	※別に「早午等働入巨が定める基準 イ 介護職員処遇改善かでから表達 いう。別に関する生物のいずれにも適合すること。 (1) 介護職員の地震の職員の質金(退職手当を除く。)の改善(以下「賃金改善)という。)に関する費用の見込類(賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同じ。)が介護職長必遇改善所等の事業上負担の増加分を含むことができる。以下同じ。)が介護職長必遇改善所等の事業上負担の増加分を含むことができる。以下同じ。)が介護職長必遇改善的で職員の場合統事に関する計画を策定し、当該計画に係る策施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の過過被許計画を記述した介護職員処遇改善計画を作成し、全ての職員に関知し、知事に届け出ていること。 (2) 指定介護予防短期入所生活介護事業所において、110 賃金改善に関すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合。当該事業の経統を図るために当該事業列所の職員の資金企業(本加算に表育企業等所において、多規で入場でいる。との悪化等により事業の継続が困難な場合。当該事業の経統を図るために当該事業所の職員の資金企業(本加算に表育選事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関すの事態目かる実績を知事に報告すること。 (4) 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関すの主部は大きの情報をといること。(5) 資定日が属する月の前12月間において、労働基準法(昭和14年法律第137号)、労働者災害補償保険法(昭和14年法律第57号)、雇用保険法(昭和14年法律第116号)、労働安全衛生法(昭和14年法律第57号)、雇用保険法(昭和14年法律第116号)、労働安全衛生法(昭和14年法律第57号)、原用保険法(昭和14年法律第116号)、労働安全衛生法(昭和14年法律第57号)、原用保険法(昭和14年法律第116号)、労働安全衛生法(昭和14年法律第57号)、企業の機員の任何の方法(昭和14年法律第15日)、その他の労働に関切していること。 (6) 「治職職員の任何の上の大きな表生に関する計画を禁定し、当該計画に係る研修の実施と関いていること。 (7) 次に構員の保険者と確保していること。 (8) (2) の歴出に係る計画の期間中に実施する機員に周知していること。 (8) (2) の屋出に係る計画の期間中に実施する機員の処遇改善の利益を全ての職員に周知していること。 (8) (2) の屋出に係る計画の期間中に実施する機員の処遇改善の利益を全ての職員に周知していること。	平27厚労告95の117(平27厚労告95の4準用)			
	イ (1) から (6) まで、 (7) →から四まで及び (8) に掲げる基準のいずれに も適合すること。				

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
	 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1)イ(1)から(6)まで及び(8)に掲げる基準に適合すること。 (2)次に掲げる基準のいずれかに適合すること。 (一)次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。 b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 (二)次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 b aについて、全ての介護職員に周知していること。 				
7.護給付費の算定及び取	21 介護職員等特定処遇改善加算 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして知事に届け出た指定介護予防短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1)介護職員等特定処遇改善加算(I) 算定した単位数の1000分の27に相当する単位数 (2)介護職員等特定処遇改善加算(II) 算定した単位数の1000分の23に相当する単位数	平18厚労告127別表の6のリの注			
扱い		平27厚労告95の117 の2(6の2準用)			
	※別に厚生労働大臣が定める基準 イ 介護職員等特定処遇改善加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の賃定見込額以上となり、かつ、経験・技能のある介護職員のうち1人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額8万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上(ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により当該賃金改善が困難である場合は、この限りでない。)である賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 (2) 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、知事に届け出ていること。 (3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について知事に届け出ること。				

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
	 (4) 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を知事に報告すること。 (5) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。 (川) のいずれかを届け出ていること。 (川) のいずれかを届け出ていること。 (二) 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所が介護職員等特定処遇改善加算(I) を届け出ていること。 (6) 介護予防短期入所生活介護費における介護職員処遇改善加算(I)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。 (7) (2) の届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。)及び当該職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。 (8) (7) の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。 				
	ロ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イ (1) から (4) まで及び (6) から (8) までに掲げる基準のいずれにも適合 すること。				

項 目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
七 介護給付費	22 介護職員等ベースアップ等支援加算 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施して いるものとして知事に届け出た指定介護予防短期入所生活介護事業所が、利用者に対 し、指定介護予防短期入所生活介護を行った場合は、イからトまでにより算定した単位 数の1000分の16に相当する単位数を所定単位数に加算する。	平18厚労告127 別表の6のヌの注			
の算定及び取扱い	※別に厚生労働大臣が定める基準 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 イ 介護職員その他の職員の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が介護 職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額以上となり、かつ、介護職員及びその他 の職員のそれぞれについて賃金改善に要する費用の見込額の3分の2以上を基本給又 は決まって毎月支払われる手当に充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に 基づき適切な措置を講じていること。 ロ 指定介護予防短期入所生活介護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画 に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載し た介護職員等ベースアップ等支援加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。 ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るため に当該事業所の職員の賃金水準(本可算による賃金改善分を除く。)を見直すことは やむを得ないが、その内容について知事に届け出ること。 ニ 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において、事業年度ごとに当該事業所の 職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。 ホ 介護予防短期入所生活介護費における介護職員処遇改善加算(I)から(III)までのいずれかを算定していること。 へ ロの届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善に要する費用の見込額を全 ての職員に通知していること。	平27厚労告95の117の3(4の3準用)			
	23 介護職員等処遇改善加算(令和6年6月1日から適用) 1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして知事に届け出た指定介護予防短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1)介護職員等処遇改善加算(I) 算定した単位数の1000分の140に相当する単位数(2)介護職員等処遇改善加算(II) 算定した単位数の1000分の136に相当する単位数(3)介護職員等処遇改善加算(III) 算定した単位数の1000分の113に相当する単位数(4)介護職員等処遇改善加算(IV) 算定した単位数の1000分の90に相当する単位数	平18厚労告127 別表の6のチの注			

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
七 介護給付費の算定及び取扱い	2 令和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所(注1の加算を算定しているものを除く。)が、利用者に対し、指定短期入所生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるとの他の加算は算定しない。 (1)介護職員等処遇改善加算(V)(1) 算定した単位数の1000分の124に相当する単位数(2)介護職員等処遇改善加算(V)(3) 算定した単位数の1000分の117に相当する単位数(3)介護職員等処遇改善加算(V)(3) 算定した単位数の1000分の120に相当する単位数(4)介護職員等処遇改善加算(V)(5)介護職員等処遇改善加算(V)(6) 算定した単位数の1000分の101に相当する単位数(6)介護職員等処遇改善加算(V)(6) 算定した単位数の1000分の97に相当する単位数(7)介護職員等処遇改善加算(V)(6) 算定した単位数の1000分の97に相当する単位数(7)介護職員等処遇改善加算(V)(8) 算定した単位数の1000分の90に相当する単位数(8)介護職員等処遇改善加算(V)(8)				
	(9) 介護職員等処遇改善加算(V)(9) 算定した単位数の1000分の86に相当する単位数 (10) 介護職員等処遇改善加算(V)(10) 算定した単位数の1000分の74に相当する単位数 (11) 介護職員等処遇改善加算(V)(11) 算定した単位数の1000分の74に相当する単位数 (12) 介護職員等処遇改善加算(V)(12) 算定した単位数の1000分の70に相当する単位数 (13) 介護職員等処遇改善加算(V)(13) 算定した単位数の1000分の63に相当する単位数 (14) 介護職員等処遇改善加算(V)(14) 算定した単位数の1000分の47に相当する単位数				
	24 定員超過利用に係る減算 利用者数が利用定員を超える場合は、原則として定員超過利用による減算の対象となり、所定単位数の100分の70を乗じて得た単位数を算定しているか。	平18老計発 0317001、老振発 0317001、老老発 031701第2の7の(2)			